

服装規定（身だしなみに関する規定） ※45・46期生対象

清潔と端正を旨とし、品位ある服装を心掛けること。

(1) 制服

通学には定められた制服を着用するものとする。ただし、許可された者はその限りではない。

1. 本校指定の黒詰め襟5つボタンの学生服、ズボン
白無地半袖カッターシャツ、長袖カッターシャツ（ボタンはシャツと同色）
2. 本校指定のブレザー、スカートまたはスラックス
本校指定のえんじのネクタイ
白無地半袖カッターシャツ、長袖カッターシャツ（ボタンはシャツと同色）

①着用期間等について

ア、冬服期間：11～4月は必ず上記制服を着用すること。

イ、夏服期間：5～10月は学生服、ブレザーを着用しなくてもよい。夏服期間に限り、男女ともカッターシャツの代わりに白無地ポロシャツ（ボタンはシャツと同色）でも良い。ただし、学校行事等で指示がある場合は、上記制服を着用すること。

ウ、許可されたクラブに限り、休日、祝日、長期休暇中はクラブジャージ等での通学を認める。

②ブレザー着用者のネクタイについて

下記の日には必ず着用すること。

ア、入学式、卒業式

イ、対面式、離任式

ウ、始業式、終業式（1学期終業式、2学期始業式を除く）

エ、学校行事等で着用の指示がある場合

③セーター等の着用について

ア、防寒並びに体温調節を目的に、カッターシャツの上に、セーター、ベスト、カーディガンを着用してもよい。

イ、色については、一色のものとし、装飾のないものを着用すること。

ハイネック、フード等、襟のあるものは認めない。

④防寒具の着用について

ア、防寒並びに体温調節を目的に、上記制服の上にコート等の防寒具を着用し、通学してもよい。

イ、防寒具の着用は通学時のみとする。

(2) 校章バッジ

校章バッジは、学生服は左詰め襟に、ブレザーは左襟につける。

(3) 靴

①靴は、運動靴や、かかとの高さが低い革靴であること。

②校舎の清潔を保つため、校舎内では本校指定の上履きを用いる。

(4) その他 留意事項

①パーマメント、染色脱色等、故意に頭髪の変形、変色をしないこと。

②ピアス、ネックレス、指輪等の不要な装飾、並びに口紅、マニキュア等の化粧をしないこと。

③雨天時に自転車で通学する際は、雨ガッパ、レインコートを着用すること。その際、体操服を使用してもよい。